

**独立行政法人日本学術振興会がその事務及び事業に関し温室効果ガスの
排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画**

令和 3 年 3 月 1 6 日
独立行政法人日本学術振興会

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（平成 28 年 5 月 13 日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）に準じて、独立行政法人日本学術振興会（以下「本会」という。）が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を以下のとおり定める。

1. 対象となる事務及び事業

本計画の対象となる事務及び事業は、本会が国内で行うすべての事務及び事業とする。

2. 対象期間等

本計画は令和 3（2021）年度から令和 1 2（2030）年度までの期間を対象とする。ただし、政府実行計画及び文部科学省実行計画の見直しの状況や本計画の実施状況、温室効果ガスの排出量の状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

3. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本会の事務および事業に伴う温室効果ガスの排出量を、「4. 措置の内容」に記載の措置を実施することにより、前年度比で 1 %削減することを目指す。

4. 措置の内容

1. 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

（1）自動車の効率的利用

- ① 通勤時や業務時の移動において、鉄道、バス等公共交通機関の利用を推進する。
- ② タクシー券の適切な管理の徹底を図り、不要不急のタクシー利用を抑制する。
- ③ 本会役員の移動のために借り上げる車輛は、環境に配慮された車輛（ハイブリッド）と

する。

(2)用紙類の使用量の削減

- ① コピー用紙等の用紙類の年間使用量について、適切な単位で把握、管理し、削減を図る。
- ② 会議用資料や事務手続きの一層の簡素化を図る。
- ③ 各種報告書類の大きさ等の規格の統一化を進め、また、そのページ数や部数についても必要最小限の量となるよう見直しを図る。
- ④ 両面印刷・両面コピーの徹底のほか、印刷プレビュー機能の活用を図る。

(3)再生紙などの再生品の活用

- ① 購入し、使用するコピー用紙類については、再生紙の使用を進める。
- ② 印刷物については、極力再生紙を使用する。
- ③ 購入し、使用する文具類、機器類等の物品について、再生材料から作られたものを使用する。

(4)その他

ア その他温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の選択

- ① 物品の調達に当たっては、温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の使用が促進されるよう、製品等の仕様等の事前の確認を行う。
- ② 環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなどの環境物品等に関する情報について、当該情報の適切性に留意しつつ活用し、温室効果ガスの排出の少ない環境物品等の優先的な調達を図る。
- ③ 資源採取から廃棄までの物品のライフサイクル全体についての温室効果ガスの排出の抑制等を考慮した物品の選択を極力図る。

イ 製品等の長期使用等

- ① 詰め替え可能な洗剤、文具等を使用する。
- ② 机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際には、それらの修繕に努め、再使用を図る。
- ③ 部品の交換修理が可能な製品、保守・修理サービス期間の長い製品の使用を極力図る。

2. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

(1)エネルギー使用量の抑制

- ① 執務室内における冷暖房温度の適正管理(冷房の場合は 28 度程度、暖房の場合は 19 度程度)を徹底するよう空調設備の適正運転を図る。
- ② サーバー室の冷房については、コンピュータ性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適正な運用に努める。
- ③ 夏季における執務室での服装について、「クールビズ」を励行する。また、冬季における執務室での服装について、「ウォームビズ」を励行する。
- ④ 発熱の大きい OA 機器類の配置を工夫する。

(2)ごみの分別

- ① 不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収するよう努める。

(3)廃棄物の減量

- ① 使い捨て製品の使用や購入の抑制を図る。
- ② 紙の使用量の抑制を図る。
- ③ 事務室段階での廃プラスチック類等の分別回収を徹底する。
- ④ 不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収するよう努める。
- ⑤ シュレッダーの使用は機密文書の廃棄の場合のみに制限する。
- ⑥ コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。
- ⑦ 廃棄する OA 機器及び家電製品等が廃棄物として処理される場合には、適正に処理されるよう努める。
- ⑧ 物品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努める。

3. ワークライフバランスの配慮

計画的な定時退勤、早期退勤の実施による超過勤務の縮減、休暇の取得促進、テレワークの推進等、温室効果ガス削減にもつながる効率的な勤務態勢の推進に努める。

5. 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

本計画の評価・点検は総務部において実施し、毎年度、本計画の実施状況について自主的に点検を行い、必要に応じ、本計画の見直しを行う。なお、本会はテナントとしてビルに入居しており、電気の供給を受ける契約を自ら行うことができないこと、また自動車を保有していないこと等により、本会が排出する温室効果ガスの排出量を算出することが難しいため、個別の措置に関し、電気使用量及びコピー用紙使用量の前年度比 1 %削減を具体的な目標として最大限努める。